

## 令和2年第9回農業委員会総会議事録

令和2年9月17日（木）第9回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

### 農業委員18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
				10番	神山 順一
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

### 推進委員10人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
				4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
				6番	後藤 保夫		7番	妹尾 良和
				8番	信谷 昌吾		9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司						

### 議事

議案第42号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第45号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第46号	現況証明にかかる現況認定について
議案第47号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について

報告事項	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について

### 協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	吉田 征弘
	次長	竹村 陽子
	主幹	三村 真司
	主幹	高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

三村主幹	それでは只今から新見市農業委員会第9回総会を開催いたします。本日の出席ですが28名でございます。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。毎日暑い日が続いておりますが、最近ちょっと朝晩冷え込みまして、朝方布団があった方がいいんじゃないかなというような季節になってまいりました。油断して、皆さん風邪をひかないように。今、風邪をひきますとインフルエンザかコロナか、大変紛らわしいこととなりますのでよろしくお願いしたいと思います。皆さん、農繁期も真っ只中を過ぎたことと思いますが、まだまだ日中はかなり暑さが厳しいので十分体に気を付けて、水分を補給しながら塩分を補給しながら頑張ってくださいと思います。さて、先般の農地パトロールも暑い中大変ご苦労様でした。後ほど各班から報告をお願いしますが、一言ずつ代表者の方のとりまとめた報告をお願いしたいと思います。また本日農地利用状況調査の資料が配付されましたが、今月が本番、始まるのが先月のパトロールからということでしたが、資料が今月になりましたので今月からということになります。新しい委員さんには先月も目合わせをしたんですが、丸でも先になってAに近い丸とか、限りなくAに近いAとか色々ありますんで、OBの方とか先輩の委員さんに聞きながらやっていただきたいと思います。それでは本日もよろしくお願いいたします。
三村主幹	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は2番小田委員に先導をお願いいたします。
小田委員	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、5番小川委員、6番三上委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>それでは今回の議案についてでございますが、第3条の申請が1件ございました。まず1番でございますが、現地確認を8月25日に行っております。場所は哲多町成松、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。売買価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は経営農地はすべて耕作されており、大型機械でございますがトラクター以外の大型機械を保有しておりませんが、必要作業は委託しており、また農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。それから第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、大型機械を保有していないものの必要な作業は委託しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元哲多地区内の耕作者への売買であり地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
宮脇委員	<p>この案件につきましては、9月12日に小川委員、井藤委員、逸見委員と共に現地調査を行いました。場所は哲多中学校がありますが、そこから南に下りた所でありまして、●●の県道新見川上線から中学校寄りに50mぐらい下りた所でございます。本件については事務局から説明がありましたように特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>案件については全然問題ないんですが、調書の中で大型機械という言葉をもた使っているんですが、これを見れば大型機械を持っておられなければ</p>

ば農業ができないような考え方になる。農業に必要な機械ならわかるんですけど、大型機械として出されると小さいのを持っていけばどうなんだと。要は耕作に必要な機械を持っているか持っていないかでしょう。大型機械でなければいけないということはないと思う。管理機でなんぼ耕しても構わない訳ですから。そのへんを事務局よろしくお願いします。

吉田局長

3条の調査書の中で大型機械というか大農機具というのが記載する欄がありまして、そこにはトラクターとか耕耘機、田植え機、コンバイン等を記載するようになっておりましてこのような表現になりましたが、今ご指摘がありましたので、そのへん表現を見直していきたいと思います。ありがとうございます。

会 長

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

会 長

他にご意見、ご質問ございませんので、議案第42号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは次に4条の申請につきまして、3件申請がございました。まず議案第43号第1番でございます。確認を8月25日に行っております。場所は大佐大井野、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は植林で、転用理由は酪農業のため牧草を植えて利用されておりましたが、酪農をやめたため申請地に新たに杉を植林するものです。工事期間は令和2年11月1日から令和3年3月末日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。申請者は昨年酪農業をやめ、牧草を植えるための畑が必要なくなり、また申請地は傾斜があり、周囲が山林に囲まれているなどの理由により申請地に植林するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり周辺への農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画につきましてですが、事業費は記載の通りですべて補助金でございます。以上です。

会 長	この件について本人からの説明をお願いいたします。
宮本委員	昨年の10月の終わりに、酪農を50数年やっておりましたが体の都合で廃業いたしました。周辺は山林で畑でございましたけど、この冬を植林予定と思って申請しておりますのでよろしくお願いいたします。
会 長	事務局、本人の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
仲田代理	先ほど農業委員会憲章を唱和いたしました。その唱和の中に優良農地の確保という案件があって、農業委員さんになられてすぐこういう案件を出されると、全然悪いことじゃないと思うんですけども、農業委員の立場としてはどうなんだろうかなと、そのへんの認識を伺うんですけども、その件については別に何とも本人さんは思われてないのでしょうか。
宮本委員	本当は貸してあげたいんですけど、地元にも酪農家が一人残っただけで貸す相手がない訳でございます。放っておいても荒れてしまうので、こういう提案をしましたのでよろしくお願いいたします。
仲田代理	そういうことでしたらそういうことも転用理由に書かれまして、それと中間管理機構のほうにはこの案件はご相談されたとかそういうことはないんですか。
宮本委員	ありません。
仲田代理	中間管理機構のほうにも相談はなしで、自分は貸してあげたいという意思があってもそれは意思があるというだけで、実際に探した訳でもなんでもないというように僕らは判断をしてしまうんですけども、それと携帯も今さっき鳴りましたがマナー違反ですからね。これは公務でしてる訳ですから、そういうことは前もってマナーモードにするか何かはやってもらわないと、新人教育でもこれはしてないのかな、事務局。会議に望む前にはこうしましょうとか、そういうことをまず第一に新人教育でやってくださいよ。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
神山委員	資金計画で事業費●●●万円ということで補助金が●●●万円ということなんですけど、どういう補助かわからないんですけど。補助率100%の補助。

吉田局長	その点につきまして、森林組合に確認しまして森林環境保全直接支援事業という補助金で、補助率100%ということで一応100%の予定で考えられているんですが、場合によっては若干の負担が出るかもしれないということを確認したんですが、それでも負担は1割以内ということを確認しております、現在は100%でいくということを確認しておりますので、多くても1割以内で収まるということです。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんようなので、採決に移りますが本人は退室をお願いします。  (宮本委員退室)
会 長	採決の前に大佐の皆さんが現地を調査されておりますので、15番山田委員から補足説明をお願いします。
山田委員	9月10日に宮本委員、後藤推進委員、私とで現地を確認いたしました。現地では広い畑で右側に松山、左側に雑草地がありました。植樹をしておりました。以上です。
会 長	ありがとうございます。それでは議案第43号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお本案件は面積が30a以上となるため県農業会議への諮問が必要となりますが、諮問会議において適当と認められた場合は、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。  (宮本委員入室)
会 長	それでは2番と3番は同じなので、一緒に議案の説明をしてください。よろしくをお願いします。

吉田局長	<p>それでは次に2番と3番が同じ申請人で関連した内容ですので、まとめて説明いたします。確認を8月25日に行っております。場所は哲多町老栄、2番の現況地目は畑1筆、3番も現況地目は畑1筆でございます。現在申請人は2番の土地と3番の土地の間に酵素風呂の店舗を営業されております。これからその隣にあたる2番の土地に美容室を建設し営業する予定です。そのために2番は美容室を建設するために畑を転用し、また3番は店舗のための進入路を設置するために畑を転用するものでございます。美容室は木造平屋建てで建築面積、建ぺい率は記載の通りです。なお工事期間はいずれも許可日から令和2年12月末となっております。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。この転用につきまして、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないと考えます。資金計画ですが土地造成費及び建築費は記載の通りで、すべて自己資金で行われるということでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
井藤委員	<p>9月12日、宮脇委員、小川委員、逸見委員、私の4名で現地を確認しました。場所は新見市森林組合哲多支所の奥300mくらい行った所です。現店舗、酵素風呂の横に美容室を建設。この美容室は頭のセットではなくまつげの美容室であり、経営者は●さんの娘さんでございます。問題なく周辺農地への影響はないと思われまます。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>説明のときに固有名詞は避けてください。</p>
井藤委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号2番と3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なおこの2番と3番の案件につきましては、面積が30a未満のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p>
一 同	<p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定いたします。続きまして、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは次に第5条の申請につきまして、3件申請がございました。1番から3番までが関連した内容でありますので、1番から3番までをまとめて説明いたします。現地確認は8月25日に行っております。場所は哲西町上神代、1番から3番までそれぞれ現況地目は田1筆の計3筆でございます。転用目的はいずれも中国自動車道のすぐ近くということで、中国自動車道補強工事のための転用でございます。それと1番は工事のための車両置場、2番と3番は工事のための資材置場という転用になっております。転用理由につきましては、災害などに備え中国自動車道の補強工事を行うもので、中国自動車道に隣接している土地を一時的に利用するものです。契約の種類は賃借権の設定で、賃借料はそれぞれ掲載の通りでございます。一時転用の期間につきましては、すべて10月15日から1年間となっております。転用のために土地の造成等を行わないということでございます。この申請地は農振農用地になりますが一時転用でありまして、期間が1年でありまして現場を復旧するもので問題がないと考えます。また工事を行うために中国道に隣接している土地でなければならぬため、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、その点におきましてもやむを得ないと考えます。また被害防除計画も適正であり周辺農地への影響はないと考えられ、隣地承諾も得られておりまして、この転用はやむを得ないものと考えます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>確認日は9月7日、奥津忠和委員、奥津賢司委員、私の3名で現地を確認いたしました。場所ですが国道182号線JA矢神支所の手前を右折いたしましたして、100mほど行きますとJR芸備線がありまして、その跨線橋を越してまた右折して300mほどずっと行った所です。ちょうど矢神小学校の真裏になる道で、この道はどうも行き止まりのような農道でございました。この一番上の●●●●番地の車置き場がまず左手にありました。それから●●●●―●がもうしばらく行った所に三角形の田んぼがあ</p>



	<p>りました。ここが資材置場になる所でした。最後の●●●●ー●は法面にかかるような所なので、おそらく田んぼと言いましても登記をしていなくて、そのままになっていたんじゃないかと思われます。いずれも耕作されておるようですが、木は生えてなくてきれいに戻る状態のようでした。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号1番から3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p>
一 同	<p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定いたします。続きまして議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が4件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。まず1番ですが坂本、田1筆、3年の使用貸借、2番が神郷油野、田3筆、3年3ヶ月の使用貸借、3番が神郷油野、田1筆、5年3ヶ月の使用貸借、4番が哲西町大野部、田2筆、10年3ヶ月の賃貸借で、2番から4番が農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。</p>
泉委員	<p>私が借受人になっております。場所は上市の奥に●●●●の工場がありますけども、そこから上がっていきますと国道180号線と●●●●とい</p>

うお店屋さんがございます、市道と分かれ道があります。そこからずっと市道を北上してまいりますと、備北バスの停留所がございます。そこから直線で50mぐらいですか、右手に地区の集会所があり、そのすぐ裏側の、実際は3枚の小さい田んぼがある所です。所有者の方が高齢になりましたので、今まで中山間のそういったことをやってきましたけども、無理ということがございましたので引き受けることにいたしました。よろしくお願いをいたします。

信谷委員

9月13日に仲田委員、大原委員、私と3名で現地確認をいたしました。現地は足立から県道足立東城線を約3km行った所に旧油野小学校がございます。その東側隣接地にあたります。牧草地ということで刈り取りは済んでおりましたが、きれいになっていましたので問題はないと思います。次に3番。同じく現地は旧油野小学校の南側、県道とのちょうど間になります。この3つ共にその地点にありますので、これも牧草地ということで刈り取りは済んでおりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

奥津委員

この現地は9月7日、三上委員、奥津忠和委員、私とで確認いたしました。この場所はJA野馳支所から●●方面へ約500m行くと四叉路の交差点があります。その四叉路から●●方面へまた500mくらい進んだ所、左手にある圃場です。これ2筆になっていますが実質圃場は4枚ありました。まだ刈り取りはされていませんでしたが耕作地として認められる所でした。この案件よろしくお願いをいたします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、採決の前に当事者の泉委員はちょっと。

(泉委員退室)

会 長

議案第45号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。

	(泉委員入室)
会 長	続きまして再設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	再設定が3件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
	(ありません)
会 長	再設定についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定といたします。続きまして議案第46号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは次に議案第46号第1番でございます。確認を8月25日に行っております。場所は神郷釜村、現況地目は田1筆、畑1筆でございます。理由は30年以上前から耕作をされておらず、原野となっているというものでございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
大原委員	9月13日、仲田委員、信谷推進委員と3名で現地を確認しました。場所は市バスのバス停から南へ50mぐらいの所です。この2筆共その周辺にあるので、原野であることを確認してまいりました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第46号の件について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定といたします。続きまして議案第47号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について、事務局の説明をお願いいたします。
竹村次長	このたび空き家バンクに登録されていた物件について、購入手続きをするにあたりこれに付随した農地もありましたので、別段の面積の設定を申請されたものです。場所が哲西町八鳥地内、畑1筆、243㎡で本市で設定しています0.1a、10㎡以上に当てはまるものです。今回この案件が決定いたしましたら、次回農地法3条申請が提出される予定です。以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明をお願いいたします。
奥津委員	確認日は9月7日、三上委員、奥津賢司委員と3人で確認しました。場所は182号線の広島県との境から手前1kmの所に●●●●があるんですが、そこから野馳小学校へ向かって行く途中の右側にございました。畑を確認いたしました。特段何もございませんでした。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。それでは25分まで休憩といたします。

～ 10分休憩 ～

会 長

それでは再開いたします。続いて報告事項に入ります。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用につきまして、今回2件ございました。第1番は確認を8月25日に行っております。場所は西方、現況地目は畑1筆でございます。第2番は確認を9月9日に行っております。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。いずれも転用目的は同じ会社の携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃貸借権の設定となっております。工事期間は許可日から令和2年9月30日までとなっております。2番は農振農用地であります。総務大臣の許可を受けた認定通信事業者でありますので、農振除外の許可、農地転用の許可を要さないこととなっております。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。

倉脇委員

9月10日に溝尾推進委員さんと2人で確認しております。場所は●●●●の●●●●●●●●から100mちょっと線路の方に伸びた所になりました。畑の一面で少し草があったような気がします。

神山委員

9月5日に私と藤本委員とで確認しております。場所なんですけど、北房井倉哲西線井倉の方から6kmほど草間台地へと上がった所に●●●●●●●●●●という所がありまして、その敷地の一面に粟だけ9月5日の状況では立っていません。問題ないと思います。

会 長

ありがとうございました。続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは法務局照会につきまして今回は1件出ております。1番の場所は上市で、確認を8月4日に行いました。現況地目は雑種地1筆でございます。ここは昭和の頃から養魚池として利用されておりました。現在は雑種地になっているというものでございます。以上でございます。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。

眞壁委員	これにつきましては8月8日に泉推進委員、倉脇委員と現地確認しています。場所は上市の●●●●●の●●●●●から南東に150mほどの所で、元養魚場で現在は埋め立てをしております。そういうことです。間違いありません。
会 長	ありがとうございました。次に農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	期間変更届が1件出ております。これは農地パトロールでお願いしていたものなんですけれども、哲多町矢戸地内で田1筆、農地法施行規則第29条による農機具倉庫への転用で、令和元年8月までの予定でしたが、申請者の都合により工事が遅れたため令和3年8月31日までの変更となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
井藤委員	8月21日、宮脇委員、小川委員、逸見委員、私の4名で現地を確認しました。場所は県道新見川上線より新見のほうへ約500mほど行った県道沿いでございます。当人さんにより、仕事が忙しく作業ができなかったため期間の延長の申請が出ております。以上です。
会 長	続いて、完了届の報告をお願いいたします。
竹村次長	完了届が今回7件出ております。1番が草間地内で、農地法4条による進入路への転用でした。2番が神郷油野地内、農地法第4条による露天駐車場への転用でした。3番が下熊谷地内、農地法第4条による墓地への転用。4番が菅生地内、農地法第4条で墓地及び参拝用地への転用。5番が坂本地内で、29条による農機具倉庫への転用。6番が大佐小阪部地内で、農地法第4条による墓地への転用。7番が大佐小阪部地内、農地法施行規則第29条による墓地への転用となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告を順次1番からお願いします。
神山委員	9月5日に確認をしました。計画通りの進入路ができていました。以上です。
大原委員	9月13日現地を確認しました。立派な駐車場ができておりました。以上です。

赤井委員	谷岡委員と9月13日に確認させていただきましたが、きれいに整地されておりました。
眞壁委員	9月6日に泉推進委員と確認しました。申請通りにできあがっております。以上です。
宮本委員	9月10日に完了届を見まして、現地に行きましたけど立派なのできておりました。
会 長	ありがとうございます。続きまして日程3協議事項に入ります。先月の農地パトロールの状況報告を簡単をお願いします。1班から順番に班長の方からお願いします。
眞壁委員	それでは北部地域でパトロールですが、まず馬塚●●の中山間部支払制度による稲作について調査しました。これはもう完璧にほぼ100%稲作が地域で行われておりました。それから2番目は坂本の●●の2年前の水害の復旧状況。これはまだ農地が復旧してませんで、水田が15aぐらいもうまったく手つかずでした。それから千屋●●の用水路のこれも水害による用水路の流出による耕作不能ということで、まったく復旧されていませんでした。そのあと千屋に上がる予定でしたんですけど夕立がひどくて中止して、菅生の方に上がりまして上熊谷の●●地区。これも用水路の崩壊によって耕作がされておりました。それと下熊谷の●●、これも谷川がもう完全に水害によってだめになって水も流れてませんでした。ほとんどこの地域の水田は作られていませんでした。以上です。
藤本委員	2班は違法投棄というかこの現場を視察に行きました。たしかに違法投棄しておりました。現在は撤去に向けて作業しております。ですので何ら問題はないと思います。それから次に土橋の●●地区という所の、皆さんもご存じだと思いますけど、ウスイロヒョウモンモドキの近くの●●地区という所を視察しました。現在ここ●●地区は7軒ほどしか家がなくて、そのうち働けるような人は4、5人しかいないんで、もう荒れ放題になっております。隣のチョウチョの現場は、これは土橋振興会が毎年11月にそこを草刈りをしておりますんで、そこは問題ないんですけど、この●●地区はかなり広範囲で荒れてきているんで、これはなんとかしてほしいんですけど、どうも高齢のためにやむを得ないと思っておりますけども、できる限りは草刈りとかはしてもらおうように奨励したいと思っております。以上です。
山田委員	3班大佐地区、宮本委員、後藤推進委員、私と3人で最初に小阪部●●

という所に行き、一昨年7月豪雨で流されて2枚の田に水、石や砂利が大量に入り、激甚災害ということで市と協議中ということです。田治部地区を約7ヶ所ほど回り、再生利用が可能な荒廃農地、農地形状がA判定が3件、B判定が3件でした。最後に小阪部●●●の●●という所に行きました。ここはもう雑草が生えて木が生えてB判定でした。また家族構成を見ると、形状のA判定に近い将来B判定になるかもしれません。回ってみて違反転用、違法投棄はありませんでした。以上です。

井藤委員

8月21日に宮脇委員、逸見委員、小川委員、そして逸見会長と吉田局長とで哲多ワイナリーの案件へ。譲渡の場所と残土の場所と耕作放棄地を確認し、そのあと矢戸の方に向かい墓地の完成と道路の拡張の完成を確認してまいりました。以上です。

三上委員

5班哲西地区ですけれども、まず完了届が出てない地番をいただきましたので、そこをお願いにまいりましたが不在の方とか、それとちょっと書類の行き違いがあったりしてかなり手間取りました。一応全部お願いをしてまいりました。今日の時点では出ておりませんが、もう一押ししたいと思います。それから哲西地区は非常に太陽光が国道沿いに多いので目を光らせているんですけど、今のところ違反の転用はないものと思われま。一つJRの跨線橋野馳駅の裏付近にかなり広範囲に防草シート張ってあったのでそこを見に行ったんですが、直前の情報でそこは原野にもう地目変更してあるとわかりましたので安心しましたけども、そういうことをしているうちに時間になりました。以上です。

仲田代理

4班は大原委員、信谷推進委員と下神代地区、油野地区、高瀬地区。三坂地区にはちょっと行けなかったんですけども、だいたい旧神郷分全域を回りました。そして今日案件が出ましたが完了届を出して用紙を渡しておりますので、来月ぐらいには届け出が出ると思いますのでよろしくお願ひします。下神代地区も案件で乾燥施設を作っておるんですけども、これはもう立派なものができるまで阿新では一番利便性も良くて機能性も高いなあというぐらいな施設ができております。ぜひ暇なときに寄ってみてもらえばいいぐらい、推奨するぐらいの施設です。以上です。

会 長

ありがとうございました。暑い中お疲れさまでございました。利用状況調査等もありますので、いろいろ見ていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出について、事務局から提案の説明をお願いします。



吉田局長	<p>今日の報告でも2件あったんですが、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出につきまして、現在本市の農業委員会では許可申請と同様の流れになっておりまして、担当委員が確認して総会で報告した後に工事を開始していただくというような形になっております。しかしこれは届出でありまして、届出でありながら約1ヶ月以上待ってもらおうというような場合も生じております。それで県内各自治体の状況を調べましたら、書類を確認して書類が揃っていけばすぐにその日のうちに許可を出している農業委員会、また書類を一旦受け取って事務局全体で回覧をして2、3日、長くても1週間程度後に受理をしたということで工事の開始をしていただくような形で、それで対応されているようで農業委員が直接現地を確認するというようなことはなかったようで、農業委員会に報告した後に工事を開始してもらおうというのは本市だけのようでありました。調べてみたら、以前本市でも届出が提出されましたら事務局が担当地区の農業委員さん宛てに通知を送りまして、1週間程度を目安に担当委員の方に現地を確認していただいて、問題がないかどうかを事務局に報告していただいていたといったようなことになっていたようであります。現状では他市と比較して受理、工事開始までの時間が非常に長いということがありまして、法務局照会のように届けが出ましたら事務局で書類を確認して、問題がないということになりましたら担当の委員のほうに文書の写し等を送って、担当委員が複数で現地で確認をしていただいて、1週間程度を目安に確認をしていただいて、問題がなければ工事の許可をその時点で出すように変更して、その旨を次の総会で報告する。このように変更したいと事務局案としては考えておりますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
会 長	<p>今事務局から説明があったんですが、この53条の関係については総会を過ぎると認定できるというような取扱いにだんだんなってしまったような感じで、報告事項なので農道とか倉庫とかと同じように、一応届けが出たら担当地区委員が確認して1週間以内ぐらいで着工できるような方法にしたらいんじゃないかというようなことなんですが。53条については報告事項なので、そのような取扱いにしたいということなんですがいかなものでしょうか。</p>
後藤委員	<p>よその農業委員会の真似はしなくてもいいんです。新見市独自の特性があってもいいと思うんですが、簡素化するという意味で地元委員さんに早めに送ってあげて、現地を確認してもらってOKであればいいんじゃないですか。</p>
会 長	<p>一応届けが出てきたときに、事務局で受け付けて各委員さんにこの状況</p>

を報告して、委員さんからまた1週間以内に報告を返すというふうなほうにしていきたいと思うんですがいかがなものでしょうか。

一 同

(よろしい)

会 長

それでは今後の取扱いについては先ほど事務局が説明しました通りをお願いします。よろしくをお願いします。

続きましてその他に入りますが、農政部会長から一言。

小田委員

今日この会議の前に農政部会を行いました。皆さんが大変楽しみにされております11月の視察研修ですが、コロナの件でなかなかちょっと無理じゃないかという意見も出まして、11月をやめて年が変わって1、2月にしたらどうかということにしたいとまとまりましたので、延期という形で今年はいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。事務局から何か。

竹村次長

事務局から利用状況調査のことについてご連絡をさせていただきたいと思っております。今日お手元のほうに冊子、利用状況調査票A4版の冊子と航空写真をお渡しさせていただきました。今回なかなかバタバタしておりますが地区以外の所が混じってるかもしれないので、申し訳ないんですが担当委員さんの間でその辺りをうまく調整していただいて調査をお願いしたいと思います。なるべく委員さん毎にまとめたつもりなんですが、航空写真なんかはきちんとまとまってないかもしれないので申し訳ありません。よろしくお願いいたします。哲多地区におきましては、また去年の委員さんと相談していただいて地区を担当していただけたらと思っております。A4版の調査票を見ていただけたらと思っております。一枚表紙をめくっていただいて調査票の記入例というのがあると思っております。前回まで経験された方はよくご存じだと思うんですが、今回から委員さんになられた方にはちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。調査票、一覧表をざっと見ていただけたらと思うんですが、大字とか所有者名とか現況地目、面積、それから過去3年間の形状、調査していただいた状況なんかが入っていると思っております。記入していただくのは赤の点線で囲った所を記入していただきます。調査していただいた日にちと今年度調査していただいた形状がどんなだったか、丸は、耕作地または不作付地、写真もお配りさせていただいているんですけれども、先日も目合わせをしていただいたと思うんですが、こういった農地の形状の写真をお配りさせていただいております。作付をされていたり保全管理をされているような所は丸をしていただいて、それから前回、例えばちょっと荒れてA判定だった所が丸になってい

た場合には、解消分類という所が説明の3番目にあると思うんですけども、営農再開とか整備後営農再開とかというようなことが分かれば、アとかイとかウを入れていただけたらと思います。それからA判定、B判定というのが写真を見ていただけたらわかると思うんですけども、A分類はまだ再生が可能な荒廃地、B分類は再生利用が困難と見込まれるような農地、それから外、もう山林、原野化したような所ですね。そういったものは外としていただいて、備考欄に山林なら山林とかというふうにならなくて書いておいていただけたらと思います。場所がわからなかったりそういった所は線を引っ張っていただけたらと思います。A分類については利用意向調査、所有者の方に向けてどうされるかという意向を調査させていただく関係で、ひょっとしたら中間管理機構を通したいという方がおられるかもしれませんが、中間管理機構は農機具が進入できる農地でないと借り受けができないということですので、その辺りを調査して丸とかバツとか入れていただけたらと思います。記入例はざっとそういったことを見ていただいて、またご不明な点をご連絡いただけたらと思います。調査期間をできれば11月30日ぐらいをめどにさせていただいて、調査票のほうは事務局のほうへご提出いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。今回航空写真をお渡しさせていただいたのが所有者名を入れさせていただいておりますので、またご参考いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。今の説明についてご不明な点がありますでしょうか。

一 同

(ありません)

竹村次長

また事務局のほうへお問い合わせいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

仲田代理

ちょっと一言お願いをしたいんですが、私が持っている地図は中山間事業の色分けをした地図なんです。前回小田委員さんが言われたように研修へ行ったときの地図の大きいのをと言われたんですが、農業委員会のほうにはこれだけ大きくプリントアウトできるようなしくみがなくて、農林の耕地はできるそうなんです。神郷支局でこれは作らせたんですけども、神郷支局にはこのロールの印刷機があると。あとの支局にはないかもしれないということで、各々地元の支局のほうへ行かれて農林の職員の方とお話しされて、お互いに農林課とも農業委員会とも連携できるような確認をしていただければなと思います。それと中山間、ちょうど今年は5期、切り替えの時期になっておりまして、農振外の所とかそういうのを全部見直して今いってまして、特に耕作地のほうがB判定とかになったやつが中山間のほうに入らないように、それを十分に注意されて確認のほうをお願いしたいと思います。僕からは以上です。

溝尾委員

この地図はだいたい10年前ぐらい？今仲田さんが持っておられたのはいつの写真なんですか。

仲田代理

これもかなり古いんですけども、これのいい所は拡大できるんです、支局のほうへ聞くと。民家の周りなんか特にゴチャゴチャ同じ地番が入ったりして確認できないことがあるんで、なんぼかは確認できるということで、できれば農林課のほうのパソコンを使って確認をしていただければいいんじゃないかと思います。実際こういうふうに地図にしてみますと、どこが中山間に入ってどこが入ってないか一目瞭然なので。それと僕はわかっていたんですけど、農振農用地外になっている箇所があるんです。国道の改良工事とか。そうしたら除外して再編入してない所があるんで、農振農用地でないと中山間に入れなくて、それも含めてできるだけ中山間を使えるような組織作りへ協力してあげたらなど。これはあくまで中山間事業の地図ですので、支局のほうへ行かれたり本局でも聞かれたらいいんじゃないかと思います、わかりにくいところは。僕の方からは以上です。

竹村次長

中山間の地図のことで農林課の耕地係とちょっとそのことで話をさせていただいて、今回更新でこれから5年間、中山間へ入っていただいた所はどんどんこれから荒廃してはいけない所なので、そういった所をよく確認してくださるととてもありがたいということですので確認を、もしそういう所がありましたらお願いできたらと思います。それで申し訳ないんですが、地図を中山間に聞いたら持ち出しができないということなので、そこで確認していただくのは可能ということでしたのでよろしくお願いします。もう一点さっきの航空写真の件ですが、個人名とかが入っておりますのでできれば委員さんだけ見ていただいて、コピーとかは絶対にしないようお願いできたら助かります。よろしくお願いします。

吉田局長

事務局から、これから農地利用状況調査をしていただくんですが、その際に農業委員ということでわかるような格好でしていただくとおもうんですが、前に名札を作ってほしいという方が何名かおられまして、会長名でこういうような、希望の方にはこういう名札を何人かにお出ししているようです。もしこういうのが希望の方がおられましたら、本日ここで写真だけ撮らせていただいて、またあとでできたらお渡しするというような形にさせていただきたいと思いますので、もしこのような名札がいるという方がおられましたら、終わりましたらこちらのほうへ来て写真の方を撮らせてください。それから次に、毎年農業委員と推進委員の県の全体の研修ということで10月に行っておりました。今年は10月16日に予定されてましたが、農業会議のほうから延期の連絡がありました。10月は

<p>三村主幹</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>仲田代理</p>	<p>延期で12月11日(金)に延期になったということです。おで予定のほどをよろしく願いいたします。それからもう一点、先月農地農業の法律相談ハンドブックの注文についてお知らせしました。今日が締切日になっています。今のところ注文されているのが会長一人です。今回の注文は送料が不要で5%引きということになっておりますので、もし希望の方がおられましたら今日中に事務局のほうまでご連絡ください。以上です。</p> <p>それでは次回の総会の日程ですが10月9日(金)午前9時30分から、この会場と同じで南庁舎3階大会議室となっておりますがよろしいでしょうか。1階会議室についてなんですが、岡山県知事選挙の期日前投票で使用されますので、この会場になりますのでご注意ください。また11月の予定でございますが11月13日(金)同じ時間で午前9時30分からでいかがでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(ありません)</p> <p>ございませんようなので、閉会を仲田代理が行います。</p> <p>(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 20 分)</p>